提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、戦争被害に対する補償ではなく、中国残留邦人の方々が老後の生活を安定させるための、地域における自立の促進の一環として実施することとしているが、中国残留邦人等に対する支援は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、国の責任において実施すべきであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

(神奈川県担当課:保健福祉局生活援護課)